

申請年月日	20	年	月	日
-------	----	---	---	---

共済会番号		職 場 番 号	
共 済 会 名		職 場 名	

加 入 者	個 人 番 号	
	フリガナ氏名	

本申請書ならびに添付資料(戸籍謄本等)に記載されている全員が「個人情報に関するお知らせ」について同意します。

り 災 年 月 日	20	年	月	日
-----------	----	---	---	---

物 件 所 在 地	〒	—	都 道 府 県	市 区 郡	TEL ()	—
--------------	---	---	---------	-------	---------	---

振 込 口 座	銀行 労金 農協 信用金庫 信用組合	支 店 名		支 店 番 号		口 座 番 号						
		預金種類	普通	貯蓄		フリガナ		口 座 名 義 人 ※				

◇総合共済にご加入の場合、対象となる被害については併給されます。 ※口座名義人は加入者本人とします(加入者死亡時を除く)

契 約 内 容	建 物 構 造	居 住 区 分	面 積	居 住 人 数	同 居 最 年 長 者 年 齢	建 物	家 財	地 震 特 約	質 権 設 定	築 年 月
	木 鉄	自 家 借 家 貸 家 空	坪	人	歳	口	口	有	有	年 月
	居住者名 (代表者名)	加入者との関係 ()								

◇加入者本人が居住の場合、加入者本人名をご記入ください

給付申請事由 (該当する、り災状況に○印をしてください。詳しい被害内容は下欄の連絡事項、被災状況見取図にご記入ください)

火災	自然災害	冠水汚損	地震損壊	地震火災	その他
落雷被害	水漏れ損害	車の飛込み	風呂の空焚き		

☆給付額は再取得価額で算出します。

各共済会で○印をつけて、申請者にお渡しください。

添 付 書 類	
1	り 災 証 明 書 (火災の全焼, 自然災害の全壊・流失, 地震で半壊以上の申請は必ず行政の「り災証明書」が必要) *総合共済の申請も兼ねる場合は半焼・半壊の場合も公的り災証明
2	り災写真(建物全景・り災部分・周囲・天井・床など複数枚)
3	領 収 書 又 は 見 積 書 (明細が記載されているもの) 注
4	被 災 状 況 見 取 図 (家屋・敷地の全体図)
5	構 造 が 判 る 建 築 確 認 書 等 (鉄筋契約の場合)
6	家 財 の 被 害 状 況 申 告 書
7	冠 水 汚 損 の 被 害 状 況 申 告 書
8	落 雷 損 害 証 明 書 (落雷による被害の場合、り災証明に代えられます)
9	登 記 簿 謄 抄 本 又 は 固 定 資 産 税 納 付 証 明 書
10	そ の 他 必 要 書 類 ()

注:領収書・見積書の業者へ工事内容等の問い合わせをおこなう場合があります

連絡事項・ご要望などをご記入ください

「個人情報に関するお知らせ」
給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。
詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

以下は記入しないでください。

共済会	全教共済
年 月 日	年 月 日

火災共済の給付申請をされる方へ

火災による給付申請

- 火災が発生し、推定される給付額が100万円を超える場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。
ご相談のうえ、必要に応じて現地への査定人の依頼を決定します。
- 給付申請書の該当欄に必要な事項を記入し、必要書類を添付して職場の担当者もしくは分会長へお渡しいただくか、各共済会までお送りください。なお申請期限は3年間です。お早めに申請してください。
総合共済にもご加入の場合は、加入者本人の居住する建物、扶養する親族の建物の火災の被害については、火災見舞金を合わせて給付します。

1. 火災等共済金の給付の対象となるもの

(1) 火災等共済金の対象

・火災 ※地震による火災は除きます	・落雷被害
・風呂の空焚き、風呂釜のみ被害 ※家財のみの加入者も対象となります。	
・破裂・爆発 ※気体または薬品等の急激な膨張による破裂・爆発、凍結による水道管等の破裂・爆発	
・車両の衝突 ※相手が不詳の場合など。本人・配偶者、同一世帯の親族が所有または運転する車両の接触による損害は除きます。	
・その他の不慮の人為的災害 ※物体の落下・飛来・衝突・倒壊による損害 ※同一建物内の他人の居室で生じた突発的な事故や給排水設備の突発的な事故による漏水、放水、溢水による水濡れ損害(ただし設備の欠陥、腐食・かび・虫害・その他自然の消耗等に起因する損害を除く) ※突発的な他人の直接加害行為による5万円以上の損害(ただし盗難にあった家財は対象となりません)	

(2) その他

①臨時費用共済金について（共済金額の15%、200万円限度）

- ・火災の損害には臨時費用共済金が付加されます。
- ※火災以外の落雷、車両の衝突、漏水など、また火災の付属工作物・付属建物の損害は除かれます。

②付属工作物・付属建物みの損害について

- 1)火災の損害は建物契約の共済金額の10%または損害額のいずれか少ない額（200万円限度）を給付します。建物本体と付属工作物・付属建物の両方に被害があった場合は、建物本体の損害に含めて給付します。
- 2)火災による付属建物内の家財の損害は、建物本体内の家財の損害として扱います。

2. 火災等共済金の請求に必要な資料

◎は必ず必要、○は必要な場合があります。※下記以外にも必要書類を求める場合があります。

◎	火災共済給付申請書	※総合共済にも加入の場合は火災共済との併給となりますので、総合共済の給付申請書は必要ありません。 ただし、総合共済は本人および扶養親族が居住する建物の場合に併給となります。注3
◎	り災証明書	全焼は必ず行政の「り災証明」が必要となります。全焼以外の申請は、本会所定の「り災証明」にかえることができます。（総合共済の加入もある場合、半焼は行政による「り災証明」が必要） ※落雷の場合、電力会社の発行する証明書、または業者による本会所定の「落雷損害証明書」にかえることができます。
◎	被災状況見取図	建築時の設計図等への記載でも構いません。被災部分を赤字等でご記入ください。家財のみの申請の場合も必要です。 ※付属建物・付属工作物の被害の場合、建物本体の詳しい図面は必要ありませんが建物本体との位置関係が分かるよう記入してください。
◎	写真	・建物全景（四方から3～4枚）、り災部分と周囲の関係がわかるもの（被災箇所と部屋全体等の関係が分かるように複数枚）、被災箇所（なるべく離して撮影、複数枚）。 ・被災した家財（被災した家財を撮影してください。） ※付属建物・付属工作物の被害の場合、建物本体との位置関係の分かる写真が必要です。
○	領収書／見積書	内訳のあるものが必要です（一式との記載のないもの）。 注：工事内容の確認のため、業者への問い合わせをおこなう場合があります。
○	家財の被害状況申告書	家財契約があり家財の被害がある場合。 修理可能か不可の有無や、家具などのサイズ、電気製品の型番など被害内容について付記してください。
○	確認書 建物の仕様書 (鉄筋契約の場合)	鉄筋契約の場合は、鉄筋の建物の条件を確認するために、本会所定の「確認書」や「建物の仕様書」などを提出していただく場合があります。

注1：全焼の場合は、被災状況見取図、見積書・領収書、家財の被害状況申告書は必要ありません。

注2：現地に査定人が伺った場合は、写真は必要ありません。

注3：総合共済加入者で扶養する親族の建物の申請には本会所定の被扶養者認定証明書が必要です。

全教共済が必要と認めた場合、上記以外の書類を求める場合があります。

ご不明な点がありましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。

詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご参照ください。

全日本教職員組合共済会